

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 御中

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク
代表理事 千葉 久
(北海道天塩郡豊富町字豊富西6条6丁目)

風力発電の真実を知る会
代表 佐々木 邦夫 (公印省略)
(稚内市はまなす2丁目7番18号)

道北の自然と再生エネルギーを考える会
代表 富樫 とも子 (公印省略)
(北海道天塩郡幌延町字下沼853番地1)

日本野鳥の会 道北支部
支部長 有田智彦 (公印省略)
(北海道天塩郡豊富町西3条5丁目富士見団地5-9長谷部真方)

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤孝一 (公印省略)
(東京都品川区西五反田3-9-23 丸和ビル)

(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見書

日頃より私どもが行っている自然保護活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。さて、北海道の稚内市から宗谷郡猿払村にかけての地域で貴社が計画する(仮称)宗谷丘陵風力発電事業(以下、対象事業という)について、環境影響評価準備書(以下、準備書という)における対象事業実施区域(以下、事業地という)およびその周辺に生息する希少鳥類の保全等の観点から、下記の通り意見を申し上げます。

記

■準備書の縦覧方法と住民説明のあり方

・縦覧方法

準備書の閲覧は、縦覧期間中にインターネット上でのみに限られており、ダウンロードや印刷ができない上、期間後は閲覧ができなくなっています。縦覧期間終了後に、準備書の内容が実際の事業地の自然環境等の状況と齟齬がないか、精査が可能な状態になっていることは、環境影響評価図書(以下、図書という)の信頼性を担保するうえで重要、かつ不可欠です。そのため、縦覧期間に限らず、公共施設やインターネットで常時、図書の閲覧や印刷を可能にすべきです。

・住民説明会

住民説明会が開催されたのは、平日の日中と夜間でした。計画地周辺が、夜間よりも日中の方が住民説明会に参加する時間が取れることが多い酪農地帯であることを考慮すれば、同じ地域でも複数回の説明会を開催することや、休日の日中や夜間にも実施すべきです。

・関係者への説明

環境影響評価を行う目的の一つは、地域住民への説明責任を果たし、合意形成を図ることです。そのためには情報の共有を行うことが重要ですので、地元の自然保護団体など有識者から助言を得るために、今回の準備書を含め図書を提供すべきです。

■水質・浮遊物質調査

事業地は保安林を含み、その西側には稚内市の水源である北辰ダムの集水域があり、また、東側には猿払村でサケ・マスやイトウ（絶滅危惧ⅠB類）が産卵する河川があります。風力発電施設（以下、風車という）の設置場所や新設または拡張される作業道路等の敷設により広範囲が裸地状態になるため、事業地の下流では増水時に濁水の発生や土砂災害による水質悪化、漁業資源への影響が懸念されます。準備書では水質調査を降雨時に実施することになっていますが、実際は降雨ではない時や降雨量が少ない時、または、降雨の一日後に実施しており、事業地が河川の上流部に位置するにもかかわらず、降雨時の状況が十分に反映された評価結果であるとはいえません。このため、調査を降雨のある日に再度、十分な日数をもって実施すべきです。また、降雨記録においては沼川地区のもののみが記載されていますが、事業地がある丘陵の西側と東側ではそれぞれ天候が異なるため、東側は鬼志別地区の降雨記録を参考にして調査期間を決定すべきです。

■鳥類

・一般鳥類調査

事業地の北半分の広大な範囲に対し、ポイントセンサスの調査地点が設定されていません。加えて、冬季調査の時期として11月と12月が設定されていますが、積雪期にあたる1月、2月は設定されていません。そのためこの地域の鳥類相の状況が十分に反映されているとは言えず、適切に環境影響が評価されているとは言えません。夏季は刈り払いなどにより調査路を確保し、冬季調査ではスノーモービルまたはスキー等を使用することにより踏査が可能になるので、その様な調査の努力をして再度、一般鳥類調査をやり直すべきです。

・渡り鳥調査

広大な調査範囲に対して、渡り鳥を対象とした調査地点が2地点と少ないため、十分に渡り鳥の状況が把握されているとは言えません。準備書には可視範囲として4kmを設定したと記載されていますが、有効な目視調査が実施可能な距離は、どんなに遠くても通常2kmで、目視調査でそれ以上遠方の距離を正確に把握することは不可能です。以上により、準備書に記載されている渡り鳥に対する影響評価は十分な調査結果を元にしていないと言えないため、レーザーレンジファインダー等を使用することで正確な位置を把握し、夜間の渡りを把握するためにレーダー調査を加えたうえで、再度、調査をすべきです。

・希少猛禽類調査

準備書には可視範囲として3km程度を設定したと記載されていますが、有効な目視調査が実施可能な距離は、どんなに遠くても通常2kmで、目視調査ではそれ以上遠方の距離を正確に把握することは不可能です。また、見通しの良い定点が十分な数をもって設定されていません。広大な事業地内の定点が1箇所では、影響の過小評価を生んでしまいます。また、1月から2月の調査が実施されていないため、増幌川周辺に滞在し、この時期に移動してくる猛禽類の渡り状況がまったく把握されていません。以上より、準備書に記載されている希少猛禽類に対する影響評価は十分な調査結果を示しているとは言えず、レーザーレンジファインダー等を使用することで正確な位置を把握し、再度の調査をすべきです。

・死体調査（事後調査）

事後調査は、維持管理作業員を含めて月1回以上となっていますが、この場合、専門の調査員による調査を実施しなくてもよいこととなりますので、専門の調査員による月1回に加えて、維持管理作業員による調査を月1回以上実施する内容に変更すべきです。また、環境省の海ワシ類バードストライク防止策手引が改訂され、死骸調査の実施要領が変更されていますので、それに沿った内容に死骸調査の方法を変更し、調査回数を増やすべきです。

■光害

準備書では風車に航空障害灯を設置することになっていますが、事業地周辺の既設の風車にはこれまでに航空障害灯がまったく設置されていませんでした。この航空障害灯に昆

虫類やコウモリ類、鳥類が誘引され衝突死する恐れがありますので、これらの影響を把握するためにも、それぞれの分類群について事後調査を実施して影響を把握すべきです。

■累積的評価

事業地は、宗谷岬ウインドファームや建設中のウインドファーム豊富に隣接しているため、海ワシ類やガンカモ類の渡りに関する累積的影響についても適切に評価すべきです。

■協議会

これらの調査結果および影響評価の結果についての議論を、鳥類保護団体や地元の団体・観光関係者・地元自治体などをメンバーに含めた開かれた協議会の場で行うべきです。

以上